

高等海員特別休暇規程

- 第一條 高等船員ニ對シ業務ニ支障ナキ限り本規程條項ニヨリ特別休暇ヲ與フ
- 第二條 特別休暇期間ハ一ケ年十日以内トス
- 第三條 前項一ケ年トハ毎年十二月一日ヨリ翌年十一月末日迄トス
- 第四條 新規入所ノ年ニハ特別休暇ヲ與ヘス
- 第五條 特別休暇ハ其ノ年限リトシ次年繰越ス事ヲ得ス
- 第六條 特別休暇中ノモノト雖モ會社ノ命アル場合ハ何時ニテモ勤務ニ服スルモノトス。此ノ場合ニ於ケル特別休暇ノ殘餘日數ハ中絶ノ事由止ミタルトキ之ヲ與フ
- 第七條 特別休暇期間ハ之ヲ勤務日數ニ算入セス
- 第八條 特別休暇期間中ノ休日祭日又ハ施行ニ要スル日數ハ總テ之

- ヲ特別期間ニ算入ス
- 第九條 疾病、負傷等ニヨル下船期間ハ特別休暇ニ換替ハル事ヲ得ス
- 第十條 特別休暇ヲ受ケントスル時ハ豫メ會社ニ願出其ノ承諾ヲ受クル事ヲ要ス

附 則

- 一、本規程ハ昭和十年三月一日ヨリ當分ノ間之ヲ實施ス
- 二、特別休暇ノ期間中ハ食糧諸手當ヲ支給セス

以上